

○島根県国民健康保険条例

平成29年12月22日

島根県条例第45号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 島根県国民健康保険運営協議会

(設置)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

<第3章～第4章(省略)>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県国民健康保険運営協議会条例の廃止)

2 島根県国民健康保険運営協議会条例(平成29年島根県条例第13号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第3章の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び第4章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。